戸籍の電算化が 8月13日(月)から 始まります

町では、証明書の交付時間短縮など住民サービスの向上を図るため、戸籍事務の電算化を開始します。

町内に本籍のある方が対象になります

町内にお住まいでも、本籍が町外にある方は対象になりません。

戸籍の証明書の名称や書式が変わります

戸籍の証明は全員を証明する「戸籍謄本」と個人を証明する「戸籍抄本」が、それぞれ「全部事項証明書」と「個人事項証明書」になり、証明書のサイズもこれまでのB4版（B5版）からA4版に変わります。

記載する書式も縦書き・文章体・漢数字から、横書き・項目別箇条書き・算用数字となり、証明する町長印も朱肉から黒色の電子印に変わります。

本籍地番の表記から「の」の文字を除きます

本籍の番地に枝番がある戸籍には「の」の文字を記載しません。これは、登記簿の記載方法と統一を図るものです。

また、戸籍の附票の本籍欄も同じく「の」の文字を記載しません。

なお、これにより本籍や住所が変わるものではないため、運転免許証などの住所変更手続きは必要ありません。

項目	現在の戸籍	電算化後の戸籍
名称及び様式	戸籍謄本(B4判横)	全部事項証明書(A4判)
	戸籍抄本(B4判横)	個人事項証明書(A4判)
書式	文章縦書き漢数字	項目別横書き算用数字
本籍地枝番表示	「の」表示あり ○○○番地の△	「の」表示なし ○○○番地△
公印	朱肉印	黒色印（電子印）

旧 電算化前の証明書見本

籍本	北海道空知郡南富良野町字幾寅八百六拾七番地
平成弐拾年四月弐拾七日編製㊞	
昭和四拾壱年八月弐拾五日北海道空知郡南富良野村で出生同年九月壱日父届出入籍㊞	父 南富義男
平成弐拾年四月弐拾七日乙原花子と婚姻届出北海道富良野市弥生町一番一号南富義男戸籍から入籍㊞	母 梅子
昭和四拾四年四月六日北海道空知郡南富良野町で出生同月拾日母届出入籍㊞	父 乙原一郎
平成弐拾年四月弐拾七日南富太郎と婚姻届出東京都千代田区平河町一丁目四番地乙原一郎戸籍から入籍㊞	母 洋子
出生 夫 昭和四拾壱年八月弐拾五日	太郎
出生 妻 昭和四拾四年四月六日	花子
名氏	南富太郎
長男	
二女	
父	
母	

新 電算化後の証明書見本

（1の1） 全部事項証明書

本籍 氏名	北海道空知郡南富良野町字幾寅867番地 南富　太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】 平成24年８月11日 【改製事由】 平成６年法務省令第51号附則第２条第１項による改製
戸籍に記録されている者	【名】 太郎 【生年月日】 昭和41年８月25日　【配偶者区分】 夫 【父】 南富義男 【母】 南富梅子 【続柄】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和41年８月25日 【出生地】 北海道空知郡南富良野村 【届出日】 昭和41年９月１日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成20年４月27日 【配偶者氏名】 乙原花子 【従前戸籍】 北海道富良野市弥生町１番１号　南富義男
戸籍に記録されている者	【名】 花子 【生年月日】 昭和44年４月６日　【配偶者区分】 妻 【父】 乙原一郎 【母】 乙原洋子 【続柄】 二女
身分事項 出生	【出生日】 昭和44年４月６日 【出生地】 北海道空知郡南富良野町 【届出日】 昭和44年４月10日 【届出人】 母
婚姻	【婚姻日】 平成20年４月27日 【配偶者氏名】 南富太郎 【従前戸籍】 東京都千代田区平河町一丁目４番地　乙原一郎

文字表記が正字化されます

例えば
邊 ▶ 邊　瀧 ▶ 瀧　佐 ▶ 佐　重 ▶ 重　謙 ▶ 謙

電算化により、「氏」または「名」の文字が変更される方へは、７月６日に新しい文字を記載した「お知らせ」を発送します。

文字表記の正字化をします

戸籍の文字表記は、「氏」や「名」が崩し字・癖字などで、そのまま戸籍に記載されている場合があります。戸籍の氏名に用いる文字表記については、法務省の通達により「常用漢字」や「人名用漢字」など漢和辞典に掲載されている文字、ひらがな、カタカナとされていることから、今回の戸籍電算化に伴い、文字表記の正字化を行います。

従来の紙戸籍に記載されている氏名が正字化されていない場合は、原則として正字に置き換えられます。

なお、この取扱いは表記上のことであり、氏名を変更するものではありません。

電算化前の戸籍が必要な場合は「平成改製原戸籍」をお取り下さい

電算化後の新しい戸籍には、婚姻や死亡などにより既に戸籍から除かれている方（名欄に×印が記載された方）は記載されません。除かれた事項の戸籍の記載が必要な場合は、電算化前の戸籍である「平成改製原戸籍（へいせいかいせいはらこせき）」を請求ください。

なお、除籍や改製原戸籍などについても電算化を進めており、同じく電子化された証明書の発行が、可能になります。

戸籍の附票も電算化します

戸籍の附票は、戸籍に記載されている方の住所履歴がその戸籍が作られた時点の住所から記録されています。今回の電算化により、最も新しい住所だけが記載されます。

電算化前の住所の履歴が必要な場合は、「平成改製原戸籍附票（へいせいかいせいはらこせきふひょう）」を請求ください。

住民票・印鑑証明書などの表記を修正します

氏名の文字や本籍が修正された方は、職権により住民票や印鑑証明書に記載されている内容も修正されます。（お手続きは必要ありません）

※住民基本台帳に記録される文字は、戸籍に記載されている文字と同一でなければなりません。

証明書発行手数料は変更ありません

○戸籍（全部・個人事項証明書）　１通　各450円
○除籍　１通　750円
○改製原戸籍（昭和・平成）　１通　各750円

問合せ先
総務課戸籍年金係
☎52-2144